

# 医療費の助成について

健康の保持・増進を図るため、次の方々に医療費を支給しています。

## ●子ども医療費（所得制限なし）

**対象** 次に該当する子どもの保護者等

**令和5年9月診療分まで** 中学校卒業までの子どもの保護者

**令和5年10月診療分から** 18歳の年度末までの子どもの保護者等

※障害者医療、母子・父子家庭医療、生活保護受給者を除く。

※16歳から18歳までの方へ、7月に受給者証交付申請書を郵送しましたので、期日までに提出してください。

## ●障害者医療費（所得制限なし）

**対象** ・身体障害1～3級の方 ・身体障害4級(腎臓機能障害)の方  
・身体障害4～6級(進行性筋萎縮症)の方 ・知能指数50以下の方  
・自閉症状群と診断されている方

## ●母子・父子家庭医療費（所得制限あり）

**対象** ・18歳以下の方を現に扶養している配偶者のない方  
・母子家庭の母または父子家庭の父に現に扶養されている18歳以下の方  
・父母のない18歳以下の方

## ●精神障害者医療費（所得制限なし）

**対象** 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）を所持している精神障害のある方（通院の場合は自立支援医療受給者に限る）

- ・精神障害1～2級の方 すべての疾病の医療費の自己負担額を助成します。
- ・精神障害3級の方 精神的な病気治療の医療費の自己負担額を助成します。

## ●後期高齢者福祉医療費

**対象** 後期高齢者医療保険の対象者のうち次の方

- ・障害者、精神障害者の各医療該当者（所得制限なし）
- ・母子・父子家庭医療該当者（所得制限あり）
- ・戦傷病者手帳所持者（所得制限あり）
- ・独り暮らし該当者（町民税非課税の方で、親族等から経済的援助を受けていない方）
- ・寝たきり、または認知症該当者（本人および主たる生計維持者が町民税非課税の方）  
※生計維持者の住所が別である場合を含む。
- ・精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律の規定による措置入院患者の方、または、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による命令入所患者の方（所得制限なし）

## 福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

### ●次に該当する方は、手続きが必要です（持ち物）

- ・氏名、住所を変更された方（福祉医療費受給者証）
- ・保険証の内容に変更があった方（福祉医療費受給者証、保険証）
- ・各医療費の受給者で、県外の医療機関で受診された方（領収書、福祉医療費受給者証、保険証、振込先が分かるもの）

### ●更新をお忘れなく 次の福祉医療費受給者証は有効期限があります。

有効期限について

- ・母子・父子家庭医療費 毎年10月31日
- ・障害者医療費（一部を除く） 3年ごとの7月31日
- ・後期高齢者福祉医療費（一部を除く） 毎年7月31日

更新手続きについて

- ・障害者医療、後期高齢者福祉医療を受給されており、今年度更新対象の方は、6月に更新申請書を郵送しましたので、早急に提出してください。
- ・母子・父子家庭医療を受給されている方は、**9月頃に更新申請書を郵送します**ので、期日までに提出してください。

### ●医療費の適正化にご協力ください

医療費の増加を防ぐには、一人一人が日頃から健康に注意し、医療費を大切にすることが第一歩です。皆さんのちょっとした心掛けで医療費を節約することができます。医療費を無駄なく上手に使いましょう。

**問合せ先** 役場 保険医療課 内線145・170